

令和5年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月17日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第29 議案第 2号 遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第30 議案第 3号 遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第31 議案第18号 令和5年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第32 議案第19号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第33 議案第20号 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第34 議案第21号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第35 議案第22号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第36 議案第23号 令和5年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第37 議案第24号 令和5年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第38 発委第 1号 遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第39 意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書
- 日程第40 議員派遣について
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	5番	渡部正騎君	6番	戸松恵子君
	7番	山本悟君	8番	佐藤昇君
	9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
	11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
	13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	二瓶雄介君
ジオパーク推進課長	松村愉文君	保健福祉課長	岩井誠志君
住民生活課長	古賀信次君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	建設課参事	米谷克美君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	村上裕和君	白滝総合支所参事	小野寺悟君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	佐藤祐治君
総務課長	西聡君	社会教育課長	水野徹君
図書館長	阿部文明君	監査委員会事務局長	成中克也君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、12番佐藤議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第29 議案第2号から日程第30 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第29 議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第30 議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定についてを一括して議題とします。

令和5年第2回定例会において付託しました総務・文教常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

阿部総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（阿部君枝君） —登壇—

総務・文教常任委員会付託議案に係る委員長報告。

令和5年第2回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告します。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定により、町が行う事務について必要な事項を定めるものです。

この付託議案については、本委員会において、委員会審査を令和5年3月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

続いて、令和5年第2回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について、遠軽町議会会議

規則第77条の規定により、審査結果を報告します。

本条例につきましては、地域の実情に応じた公共交通に関する協議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき定めるものです。

この付託議案については、本委員会において、委員会審査を令和5年3月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、総務・文教常任委員会に付託されました議案2件の報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより、一括して上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第18号から日程第37 議案第24号

○議長（杉本信一君） 日程第31 議案第18号令和5年度遠軽町一般会計予算、日程第32 議案第19号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第33 議案第

20号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34 議案第21号令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第35 議案第22号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第36 議案第23号令和5年度遠軽町水道事業会計予算、日程第37 議案第24号令和5年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案7件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長報告を求めます。

阿部予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（阿部君枝君） —登壇—

令和5年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告。

令和5年度遠軽町一般会計予算外6件につきましては、令和5年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をまいりました。

審査にあたりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第18号令和5年度遠軽町一般会計予算から議案第24号令和5年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案7件を全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月9日予算審査特別委員会設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、予算審査特別委員会理事会設置、予算審査特別委員会理事の選任。3月13日予算審査一般会計、3月14日予算審査一般会計、3月15日予算審査一般会計、3月16日予算審査一般会計、予算審査各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、採決を経たものです。

最後に附帯意見としましては、口頭でお伝えしたいと思います。

1点目、予算に関する資料の特記事項欄には、丁寧に記載願います。

二つ目は、予算審査を円滑に進めるために、丁寧な答弁をお願いいたします。

3点目は、廃止事業についても予算に関する資料の変更等に係る一覧表に記載をお願いします。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、その他にも各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分に御理解いただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと思います。

以上をもちまして、令和5年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（杉本信一君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第18号令和5年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和5年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第38 発委第1号

○議長(杉本信一君) 日程第38 発委第1号遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長(秋元直樹君) ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会は同法の適用除外となることから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を定めるもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例でありまして、本条例は、第1章から第6章までの57条の構成としています。

第1章、総則につきましては、3条で構成し、第1条は条例制定の趣旨、第2条は条例で使用する用語の定義、第3条は議会の責務を定めるものです。

次に、第2章、個人情報の取扱いは、13条で構成し、第4条は個人情報の保有の制限等、第5条は利用目的の明示、第6条は不適正な利用の禁止、第7条は適正な取得、第8条は正確性の確保、第9条は安全管理措置、第10条は従事者の義務、第11条は漏えい等の通知、第12条は利用及び提供の制限、第13条は保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、第14条は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものです。

次に、第3章、個人情報ファイル等は、2条で構成し、第17条は個人情報ファイル簿の作成及び公表、第18条は登録簿を定めるものです。

次に、第4章、開示、訂正及び利用停止等は、4節で構成、第1節の開示は13条で構成し、第19条は開示請求権、第20条は開示請求の手續、第21条は保有個人情報の開示義務、第22条は部分開示、第23条は裁量的開示、第24条は保有個人情報の存否に関する情報、第25条は開示請求に対する措置、第26条は開示決定等の期限、第27条

は開示決定等の期限の特例、第28条は第三者に対する意見書提出の機会の付与等、第29条は開示の実施、第30条は他の法令による開示の実施との調整、第31条は費用の負担を定めるものです。

次に、第2節の訂正は7条で構成し、第32条は訂正請求権、第33条は訂正請求の手続、第34条は保有個人情報の訂正義務、第35条は訂正請求に対する措置、第36条は訂正決定等の期限、第37条は訂正決定等の期限の特例、第38条は保有個人情報の提供先への通知を定めるものです。

次に、第3節の利用停止は6条で構成し、第39条は利用停止請求権、第40条は利用停止請求の手続、第41条は保有個人情報の利用停止義務、第42条は利用停止請求に対する措置、第43条は利用停止決定等の期限、第44条は利用停止決定等の期限の特例を定めるものです。

次に、第4節の審査請求は3条で構成し、第45条は審理員による審査手続に関する規定の適用除外、第46条は審査会への諮問、第47条は第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等を定めるものです。

次に、第5章の雑則は5条で構成し、第48条は適用除外、第49条は開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、第50条は個人情報等の取扱いに関する苦情処理、第51条は運用状況の公表、第52条は委任を定めるものです。

次に、第6章の罰則は5条で構成し、それぞれ罰則を定めるものです。

なお、本条例案については、全会一致のもと本提案するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

次のページをお開きください。

参考資料といたしまして、条例第52条の委任規定によりまして、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を別途定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 意見案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第39 意見案第1号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） —登壇—

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴えている方が増えています。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多くなると言われています。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠っていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題です。

よって、政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るため、以下の事項について積極的な取り組みを求めます。

記。

1、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群との関連も含めた、実態調査を推進すること。

2、一部医療機関で実施されている、Bスポット療法等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。

3、自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年3月17日。

北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第40 議員派遣について

○議長(杉本信一君) 日程第40 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思っております。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和5年第2回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 本 信一

署 名 議 員 秋 直樹

署 名 議 員 佐藤 和徳